

第4回 にしはりま環境事務組合議会定例会会議録

1. 開会日時 平成17年2月28日(月曜日)午後1時30分
2. 閉会日時 平成17年2月28日(月曜日)午後2時55分
3. 場 所 兵庫県立先端科学技術支援センター 2階多目的室
4. 出席議員(21名)

2番 栗本一水	3番 沖 正治
4番 高尾勝人	5番 岡本安夫
6番 川田真悟	7番 片山武憲
8番 大下東一	9番 西尾 誠
10番 西岡 正	11番 植戸勝治
12番 松尾文雄	13番 山本義次
14番 東 豊俊	15番 高尾年男
16番 川西忠信	17番 藤原憲男
18番 小林慎一	19番 田中鶴雄
20番 大段幸成	21番 船曳順市
22番 高山政信	

5. 欠席議員(1名)

1番 三里茂一

6. 出席説明員

管理者 山口聖治	副管理者 梅村忠男
副管理者 安則眞一	副管理者 庵途典章
副管理者 中川孝之	副管理者 山田兼三
副管理者 高嶋利憲	副管理者 橋本健造
副管理者 田路 勝	副管理者 中田耕一郎
副管理者 森脇正算	収入役 井口智章
監査委員 坂口 榮	

にしはりま環境事務組合事務局長 上谷正俊

7. 出席事務局職員

にしはりま環境事務組合総務係主任 松井信弘

同局長補佐兼企画調整係長 深澤寿信

同建設1係長 安藤康博

同 小笹万起子

8. 関係町主管課長

新宮町参事(管理部門調整担当) 三浦謙三

上郡町住民課長 松本 優

佐用町住民課長 田村章憲

上月町保健福祉センター所長 達見一夫

南光町住民課副課長 小西国彦

三日月町住民福祉課長 廣瀬秋好

山崎町環境防災課長 藤井 實

安富町生活環境室長 下村克明

一宮町町民課長 稲田信明

波賀町住民福祉課長 森本都規夫

千種町町民課長 平瀬恒雄

播磨高原広域事務組合事務局長 森川幸一

佐用郡広域行政事務組合総務課長 山口良一

同衛生課長 井口雅登

宍粟郡広域行政事務組合事務局長 山本久男

同宍粟環境美化センター所長 中尾 徹

9. 議事日程

1 副議長あいさつ

2 管理者あいさつ

3 開会宣告

日程1 議席の指定

日程2 会議録署名議員の指名

日程3 会期の決定

選挙第1号 議長選挙の件

議長あいさつ

同意第1号 監査委員の選任同意の件

報告第1号 行政報告

議案第1号 平成16年度にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出補正予算(第1号)の件

議案第2号 職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例の一部を改正する条例制定の件

議案第3号 平成17年度にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出予算の件

報告第2号 にしはりま環境事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更の件

日程4 閉会宣告
管理者あいさつ
議長あいさつ

副議長あいさつ

○副議長（川田真悟君） ただいま議長不在につき、副議長が進行役を務めさせていただきます。しばらくの間ご協力よろしくお願いいたします。

ただ今より2月定例会を開きます。開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、第4回にしはりま環境事務組合議会定例会が招集されましたところ、議員各位には各町定例会前のご多忙の中にも係わらず、ご参集いただきまして誠に苦労様でございます。本日の附議案件は、選挙1件、同意1件、報告2件、議案3件であります。どうか慎重な審議を賜り、適切な議決が得られますようお願い申し上げます、簡単ですが、ごあいさつといたします。

ここで報告いたします。1番三里茂一議員から本日欠席の届けが提出されております。よろしくお願いいたします。

管理者あいさつ

○副議長（川田真悟君） ここで管理者からあいさつの申し出がありますので、管理者からあいさつを受けたいと思います。

山口管理者。

○管理者（山口聖治君） 議会の開会にあたりまして、ごあいさつを申し上げます。

本日は、第4回にしはりま環境事務組合議会を招集しましたところ、町長並びに議員各位におかれては、各町の3月定例会を控えたお忙しい中にもかかわらず、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

寒さもようやく衰えはじめまして、日中はめっきり春らしくなってきました。議員の皆様にはますますご健勝をお喜び申し上げますとともに、日頃の議員活動のご精励に対しまして深く敬意を表したいと思っております。

さて、本日の案件でございますが、選挙第1号にて、議長選出について、議長は昨年9月より不在となっております。本来ならば速やかに臨時議会を開催すべきであったと存じますが、市町合併協議の進展を見極める必要があったため、今定例会となりました。どうぞご理解のほどようお願い申し上げます。

次に、同意第1号にて、監査委員の選任同意について提出させていただいております。この件については、前回の第3回定例会の行政報告にて、次の監査委員が選任されるまでの間、監査委員を務めていただく旨をご報告させていただいたところであり、本定例会にて新たな監査委員の選任同意について、よろしくお願い申し上げます。

さて、この度、国と地方が共同で取り組んでいる三位一体の行政改革におきまして、一般廃棄物処理について、従来の廃棄物処理施設整備補助金制度が廃止され、新たに循環型社会形成推進交付金制度が創設されています。現在、詳細については、環境省において調整中でありまして、不明でありますけれども、本組合が進める循環型社会拠点施設整備におきましても、ゴミの減量化、リサイクルなど、目標数値の戦略的な見直しなど、新たな対応が必要となっております。

本日、提案いたしております平成17年度予算案におきましては、各町とも国県補助金の縮減や税収減による緊縮財政を十分勘案いたしまして、事務的経費の節減に努力することはもちろんのこととして、新たな交付金制度への対応、周辺住民の理解や協力の確保など、諸課題に対応するとともに、事業の進捗を十分見据えた予算編成としておるところでございます。

また、西播磨11町を取り巻く、市町合併協議におきましても、本年4月1日より宍粟郡4町による宍粟市が発足いたしますし、先般調印が行われました新たつの市や佐用町が、10月1日を目途に合併の運びとなっております。また、安富町におきましても、来年3月27日を目途に姫路市との合併手続きが進められております。いずれも、新たな市町として本事務組合に引き続き加入する合併協議が行われており、構成町を取り巻く合併状況も一応の収束が見えてきております。各合併協議会におきましては、各町とも一般廃棄物の11町共同処理を堅持するご協議をいただきましたこと、この場をお借りしまして、皆様方に厚く御礼申し上げます。

なお、本日の報告第2号にあります、にしはりま環境事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更の件につきましては、この度の宍粟市発足に伴いまして、本事務組合規約の変更が生じてまいります。本件については、各町の3月定例会で議決をいただく必要がありますので、慎重審議の上、よろしくお取り計らい賜りますようお願いいたします。

また、前回の第3回定例会の行政報告にて、建設候補地選定経過説明書を作成中である旨をご報告いたしましたが、本日、行政報告の資料にできあがったものをお付けしていますので、後ほどご説明させていただきます。

本日の第4回にしはりま環境事務組合議会には、選挙1件、同意1件、報告2件、議案3件を上程しております。慎重審議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

開会宣告

○副議長（川田真悟君） 管理者のあいさつが終わりました。ただ今より、第4回にしはりま環境事務組合議会定例会を開会いたします。本日の会議を開きます。

日程第1 議席の指定

○副議長（川田真悟君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第2項の規定によりまして、議長から指定いたします。

3番沖正治議員、4番高尾勝人議員、12番松尾文雄議員、19番田中鶴雄議員、20番大段宰成議員といたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○副議長（川田真悟君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第71条第1項の規定によって、5番岡本安夫議員及び20番大段宰成議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○副議長（川田真悟君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○副議長（川田真悟君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日限りと決定いたしました。

選挙第1号 議長選挙の件

○副議長（川田真悟君） 選挙第1号、議長選挙の件を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によりまして、議長による指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○副議長（川田真悟君） 異議なしと認めます。

選挙の方法は議長による指名推選で行うことに決定いたしました。

議長に高尾勝人議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名しました高尾勝人議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○副議長（川田真悟君） 異議なしと認めます。

ただいま指名いたしました高尾勝人議員が議長に当選されました。議長に当選された高尾勝人議員が

議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項により当選の告知をいたします。

高尾勝人議員、議長席にお着きの上、あいさつをお願いいたします。

これをもちまして議長と交代いたします。ご協力ありがとうございました。

○議長（高尾勝人君） 着任にあたり一言ごあいさつ申し上げます。ただ今指名推選によりまして、私、上郡町議会の高尾でございます、にしはりま環境事務組合議会議長ということで拝命を授かりました。なにぶんまだまだ若輩者でございますけれども、前任者の沖議長に変わリませず、ご指導、ご鞭撻をいただきまして、より意義のある組合議会にしていく覚悟を決めております。どうぞご指導、ご鞭撻をお願い申し上げまして、簡単ですが、着任のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

同意第1号 監査委員の選任同意の件

○議長（高尾勝人君） それでは、引き続き議事を進めます。円滑なる会議進行にご協力いただきますよう、改めてお願ひ申し上げます。

同意第1号、監査委員の選任同意の件を議題とします。提出者の説明を求めます。

管理者。

○管理者（山口聖治君） 監査委員の選任同意の件でございますけれども、次の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定によりまして、議会の同意をを求めるものでございます。住所は、兵庫県宍粟郡山崎町木谷288番地。お名前は、東豊俊氏。生年月日は、昭和23年7月10日でございます。以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（高尾勝人君） 説明が終わりました。

これから同意第1号、監査委員の選任同意の件を採決いたします。

採決は、起立によって行います。

本件は、同意することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（高尾勝人君） 起立多数でございます。

同意第1号、監査委員の選任同意の件は、同意することに決定いたしました。

ただいま同意いたしました東豊俊議員から自席にてあいさつがありますので、お受けいたします。

東監査委員。

○監査委員（東 豊俊君） ただ今、監査委員という重責に就くことになりました、山崎町議会の東でございます。坂口監査委員ともども一生懸命、にしはりま環境事務組合の監査に携わりたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高尾勝人君） 東監査委員のあいさつが終わりました。

報告第1号 行政報告

○議長（高尾勝人君） 管理者から報告第1号、行政報告の申し出がありますので、お受けいたします。

山口管理者。

○管理者（山口聖治君） 事務局長に説明をさせます。

○議長（高尾勝人君） 事務局長。

○事務局長（上谷正俊君） ただ今議題となりました行政報告につきましてご説明申し上げます。

①平成16年度主要経過報告については資料1でございます。3ページをお開きいただきまして、昨年8月26日の第3回にしはりま環境事務組合議会定例会以降の主要経緯についてご説明いたします。9月5日には光都2-3会住民説明会を開催いたしております。学習会形式によって継続的に開催したものでございます。9月11日には第1回循環型社会検討委員会を開催いたしております。一般公募等を含めて各町2名の住民代表委員と、学識者として大阪市大の野邑教授に参画いただきました委員会の、第1回の会合を持ったものでございます。9月18日には光都21自治会の役員説明会を開催しております。11月12日には第9回建設予定地周辺地域連絡協議会を持っております。これは周辺集落6集落代表の方々との連絡協議の協議会でございます。11月20日には第2回検討委員会を開催いたしました。11月20日には光都21自治会の住民説明会を開催いたしました。管理者、副管理者の4町長の出席をいただいております。自治会長及び新都市の環境を考える会による代表質問を受けまして、後ほど文書回答を求めるということで、後ほど文書回答をいたしております。11月26日には上郡町議会全員協議会で説明いたしました。12月11日には光都2-3会住民説明会を持っております。12月15日には三日月町連合自治会におきまして説明の場を持たせていただきました。また12月15日には光都21自治会から住民アンケートによる195項目の質問書の提出を受けておまして、現在、回答案の作成を進めておるところでございます。12月18日には上郡町鞍居地区連合自治会の説明会を開催いたしております。管理者、また上郡町長さんの出席をいただいております。4ページでございますが、1月20日に正副管理者会議を開催いたしました。また、1月28日には検討委員会の視察研修におきまして、神戸市の資源リサイクルセンター等の視察をいたしております。2月7日には議会運営協議会を開催いたしております。2月10日には光都21自治会代表質問に対する文書回答をいたしております。2月14日には正副管理者会議を開催いたしました。2月15日に三日月町議会特別委員会での説明をいたしております。2月17日には11町議長協議会を開催いたしました。2月22日に正副管理者会議を開催いたしております。また、2月2

5日に再度、11町議長協議会を開催いたしております。以降、本日に至っておるところでございます。

以上で行政報告の①を終えまして、引き続き行政報告の②循環型社会拠点施設建設候補地選定経過説明書につきまして、その概要をご説明いたします。資料ナンバー2をお開きいただきたいと思います。この経過説明書に関しましては、住民の方々から、建設候補地の選定に関して評点評価を含む詳細な資料説明の提出の要請を受けまして、この度、そういった一連の手続き、詳細な経過を一つの資料として取りまとめを行いました。既に住民説明会を持たせていただいております。

1ページの「はじめに」の中ほどにございますように、建設候補地に選定につきましては、学識経験者による専門委員会の指導・助言を受けまして、関係町の町長で協議を行った上、町長・議会議長で構成する循環型社会推進協議会で合意を図るといった手続きを踏んで、候補地選定を行ってまいっております。循環型社会拠点施設の整備には、住民の協力が不可欠でございます。広く住民の方々のご理解とご協力を得るための説明に努めますので、お願いする次第です、としておるところでございます。括弧内にございますように、循環型社会の構築の背景といたしましては、平成12年5月に循環型社会形成推進基本法が制定されたこと。平成11年7月にダイオキシン類特別措置法が制定されたこと。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正によりまして、当組合といたしましては、これら関係法規に基づきまして循環型社会拠点施設整備を推進いたしております。

2ページからは、第1編として11町広域化と候補地選定の概要を記しておるところでございます。第1章においては、国が平成9年にダイオキシン削減対策等について、ごみ処理広域化を推進する方針を明らかにしております。ごみ処理広域化の効果を欄内に示しておりますが、1. ダイオキシン類の削減といたしまして、同対策に有効なごみ質・ごみ量の安定化、燃焼の安定化、排ガス処理の高度化の観点から、ごみ焼却施設は従来の間欠運転から連続運転に変更する必要があるとしております。その他、焼却残渣の高度処理対策、マテリアルリサイクルの推進、サーマルリサイクルの推進といたしまして、ごみ発電等の余熱利用を効率的に実施することにより、エネルギー利用の合理化とともに地球温暖化の防止に資するといった観点もございます。また、最終処分場対策、公共事業のコスト縮減、専門技術者の確保といった観点からのごみ処理広域化の方針を明らかにしておるところでございます。これを受けまして、次のページに入りまして、西播磨6町と宍粟郡5町は別ブロックとしての計画がございましたが、宍粟郡5町では、現状のRDF施設の更新には安定した固形燃料の利用先の確保等の諸課題があることから、RDF施設を断念するとともに、西播磨6町に対しましてごみ処理広域化の申し入れが行われました。西播磨6町では宍粟郡5町の申し入れを受けまして、当該5町とともに11町広域化につきまして、エネルギーの有効利用、環境保全対策、コスト縮減等の観点から検討・協議を行うとともに、学識経験者で構成する専門委員会の指導・助言を受けまして、ごみ処理の11町広域化を合意いた

しました。さらに、11町の議会議員で協議の上、西播磨6町協議会を11町協議会に、平成14年3月に改編したところでございます。4ページの第2章でございますが、候補地選定の概要について、建設候補地の選定手順及び選定基準につきましては、学識経験者による専門委員会の指導・助言を受けまして、この手順及び基準を定めまして、客観的な比較検討と段階的な絞り込みを行う手法を用いる、といたしました。2の6町の候補地選定におきましては、候補地選定はこの選定手順及び選定基準によりまして、6町域全域から第1次、第2次、第3次選定による段階的な絞り込みの結果、三日月町域（第2工区内）の候補地が選定されました。また、宍粟郡5町における次期施設の候補地選定におきましては、宍粟郡5町においては次期の建設地は山崎町が責任を持つとする5町合意の基に、平成10年に山崎町土万地内の候補地が選定され、住民説明が開始されてきておったところでございます。先ほど申し上げました11町広域化の申し入れの検討・協議と併せまして、5ページに入りますが、西播磨11町協議会における候補地選定とごみ処理基本計画の策定に関しまして、11町広域化施設の建設候補地の選定につきましては、三日月町域（第2工区内）候補地と山崎町域（土万地内）候補地の2候補地から選考するといったしまして、評点評価に基づいて評価した結果、三日月町域（第2工区内）候補地がより高い評価が得られました。この結果を基に、11町長から県関係機関に対しまして建設予定地の確保に関する要望書を提出し、企業庁と協議を行いました結果、科学公園都市の将来の土地利用に影響を及ぼさないと見込まれる位置であれば、地域への協力の観点から、建設候補地として検討を進めることはやむを得ない、との回答を受けまして、11町長でこの状況を踏まえ検討・協議した結果、三日月町域（第2工区北側エリア内）候補地を建設予定地とすることを基本合意いたしまして、平成15年5月に開催いたしました11町の推進協議会において、協議・承認がなされておるところでございます。これを受けまして、ごみ処理基本計画は、法の規定に基づいて公表するとともに県に提出、また、兵庫県においてはごみ処理広域化計画の一部改定が行われまして、にしはりまブロックとして広域化処理がこの計画に位置づけられたところでございます。

6ページ以降は、第2編の候補地選定でございまして、詳細な候補地選定の経緯並びに評点評価の結果等を記載しておるところでございます。ポイントのみご説明させていただきます。6ページは、第1次選定の各町3カ所ずつ選定いたしました選定基準等について、中ほどに記載いたしておるところでございます。その候補地については、後ほど説明いたします資料編に1の概要を記しているところがございますが、7ページ、8ページは、この候補地の比較を各町ごとにA、B、Cとして比較を示しておるところでございます。9ページからは第2次選定についてでございまして、第1次選定で抽出いたしました各町3カ所ずつの候補地から、各町1カ所ずつを選定いたしております。比較項目として、土地利用規制、土地の安全性、埋蔵文化財の近接、住居の近接、搬入道路の整備、収集運搬効率を挙げまして、

採点基準は10ページにございますような、5点を満点としましての、減点方式によります客観的な評点を行うとしておるところでございます。11ページからは、この各候補地の採点結果でございます、各町3カ所から1カ所に選抜した経緯については、A、B、Cの下にマルを付しておるところでございます。次に13ページからは、第3次選定の経緯でございます、各町1カ所ずつ選定した6候補地につきまして、さらに比較検討を行い、順位づけを行っております。比較検討にあたりましては、工事数量、工事費用を概算いたしました上で、第2次選定での比較項目に、さらに、施設用地面積・形状、住民のアクセスのしやすさ、経済要因、環境要因を付け加えてましての比較といたしておるところでございます。14ページ、採点基準の1の立地要因、施設用地面積・形状にございますように、用地面積は2万平方メートル以上必要であり、科学公園都市将来人口に対応する炉の増設が可能であること、用地の拡張が可能であることが望ましいといたしまして、評点を行っております。16ページにつきましては、各候補地の比較の概要。また17ページには、各候補地の評点評価の比較。18ページには、各候補地の順位づけといたしまして、総合評価にあたり、評点評価を加重計算いたしまして、その加重合計による総合評価といたしております。最重要項目には、施設用地面積・形状、住居の近接等を挙げておるところでございます。その総合評価の結果が19ページでございます、表2.4の総合評価にございますような結果をもちまして、上段にございますように、総合評価は表2.4に示すとおり、ナンバー6（三日月町域）の評点が最も高くなった、という資料でございます。20ページには、宍粟郡5町の建設候補地の選定、11町広域化の申し入れと検討・協議で、先ほど申しました概要でございます。21ページからの第3章におきましては、西播磨11町における候補地選定でございます、下段にございますように、11町広域化施設の建設候補地については専門委員会の指導・助言を受け、評点評価の結果を受けまして、11町長で協議の結果、三日月町域（第2工区内）候補地が選定されております。この評点評価の結果につきましては、22ページの表3.1で各候補地の評点評価を、山崎町域、三日月町域の候補地につきまして行った資料でございます、その総合評価は23ページの表3.2に示しておるところでございます。

次に24ページは第3編、ごみ処理基本計画の策定でございます、第1章は建設予定地の確保についてでございます。先ほども概要を申し上げましたように、平成14年2月に、候補地の選定結果を受け、建設予定地の確保に関する要望書を県に提出いたしまして、協議の結果、平成14年春に企業庁から、第2工区北側エリア内のA、B、Cの3地点を検討した上で、先ほども申し上げましたように、播磨科学公園都市の将来の土地利用に影響を及ぼさないと見込まれる位置であれば、地域への協力の観点から、建設候補地として検討を進めることはやむを得ない、とする回答を受けまして、11町長の協議において、A、B、Cの3地点についてそれぞれの特性を受けながら評点評価をさらに進めました結果、

総合評価の結果、B地点が最も評価が高くなりました。このことをもって、建設予定地とすることを基本合意しておるところでございます。その評点の結果につきましては26ページにございますように、第2工区北側エリア内A、B、Cの3地点と山崎町域との比較の結果をここに示しておるところでございます。その総合評価の結果は、27ページの表4. 2総合評価のとおりでございます。

なお、28ページ以降は、資料を添付いたしておりますが、資料1においては、今回の候補地選定にあたりまして参考にいたしました兵庫県が作成している一般廃棄物処理施設設置マニュアルにおける候補地選定のフローでございます。29ページは、資料2各候補地の現存植生。30ページは、西播磨6町の各町の3候補地の概要を、新宮町から行政順にA、B、Cで記載しているところございまして、所在地については、所在地の正確な表示は割愛いたしておりますが、位置の概要につきまして道路条件、また、地理的条件から概ねの位置が明らかになる表現で記載しておるところでございます。33ページは、資料4山崎町域候補地の位置図でございまして、中ほどに山崎町土万地内候補地をマルで記載いたしております。資料5については、三日月町域候補地の位置図でございまして、位置図については、三日月町の南部並びに播磨科学公園都市の第1工区の一部がわかる位置図といたしておりますが、黒枠で囲っているのが第2工区エリアでございまして、その北側エリアA、B、Cにつきましてはマルで記載いたしておりますのと、また、後段ご説明申し上げますが、平成7年にテクノ3町協議会が建設候補地としておった候補地につきまして、ここに記しておるところでございます。35ページ以降は、資料6西播磨テクノポリス3町協議会におきますごみ処理施設計画の主要経過でございまして、6町広域化の主な経緯を記載いたしております、平成4年3月の科学公園都市ごみ処理施設基本構想報告書の策定以降について、国のダイオキシン類の削減、また、広域化の指導・方針を受けての取り組みを記載いたしておるところでございます。以上、建設候補地選定経過説明書の概要をご説明申し上げます。以上で行政報告の説明を終えさせていただきます。

○議長（高尾勝人君） 行政報告の説明が終わりました。行政報告に対する質疑は、原則として行いませんが、特別な質疑がある場合には、質疑内容を検討して受け付けることができることにいたしました。

これより質疑を行います。

ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（高尾勝人君） 質疑なしと認めます。これで行政報告は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開は2時20分とします。

午後2時05分 休憩

午後2時20分 再開

○議長（高尾勝人君） 再開いたします。

議案第1号 平成16年度にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出補正予算（第1号）の件

○議長（高尾勝人君） 議案第1号、平成16年度にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（山口聖治君） 事務局長に説明をさせます。

○議長（高尾勝人君） 事務局長。

○事務局長（上谷正俊君） ただ今議題となりました議案第1号、平成16年度にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出補正予算（第1号）の件について、提案理由の説明を申し上げます。資料については、お手元の提出議案別紙資料議案第1号をご覧くださいと思います。3ページにおきまして、歳入歳出予算の補正第1条において、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,984万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,713万2,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の総額は、第1表歳入歳出予算補正による。債務負担行為第2条、債務負担行為の変更は、第2表債務負担行為補正による、とするものでございます。

4ページで、まず歳出からご説明申し上げますと、1款の議会費におきましては、16万9,000円を減額いたしまして69万7,000円とする。2款の総務費におきましては、3,967万1,000円を減額いたしまして7,643万4,000円とし、歳出合計を3,984万円減額し7,713万2,000円とするものでございます。その内訳については8ページ以降に記載いたしておりますが、議会費においては費用弁償の減額でございます。また、9ページ、10ページと総務費の補正を記しておりますが、これについては後段の方に説明資料を添付いたしております、その中で、コンサルタント業務委託契約の変更について、としておりますが、現在取り組みを進めております生活環境影響調査、施設整備基本計画、地域振興施設基本計画、技術支援等業務について、平成16年度末を履行期限としておりましたものにつきまして、平成17年度末を履行期限として契約期間の延長を1年間行うものでございます。なお、延長に伴う契約金額の変更はございません。変更の理由といたしましては、平成17年度に創設される循環型社会形成推進交付金制度に対応する基本計画、あるいは事業計画等に基づくものとするためございまして、新たな交付金制度に対応いたしまして、これまで取り組みを進めております主要諸事業について、このように延長いたしまして、新たな交付金制度に対応した形での

成果を求めるとしておるところでございます。9ページ、10ページに戻りますが、1節の報酬においては386万4,000円を減額しておりますが、これについては生活環境影響調査、あるいは基本計画等に関しまして、専門委員会等の開催を減ずるために減額となるものでございます。9節の旅費においても委員出張旅費等111万9,000円を減額するものでございます。11節の需用費においても、生活環境影響調査等の成果について住民の方々への説明パンフレット等を予定しておりましたものを割愛するために、139万1,000円を減ずるものでございます。13節の委託料におきまして1,698万円を減額しておりますが、先ほど申しました生活環境影響調査から技術支援等業務等に関連いたしまして、記載の額の減額等を行うものでございます。また、19節の負担金補助及び交付金において、派遣職員人件費負担金については、昨年5月に職員1名が死亡退職いたしまして、その関係をもちまして494万8,000円を減額いたしております。また、周辺地域整備計画調査負担金につきましても、今後必要な時点で補正をするをいたしまして、この度減額しておるところでございます。

これによりまして、4ページに戻りますが、歳入につきまして、1款の分担金及び負担金において4,132万3,000円を減額し、7,564万6,000円。9款の繰越金につきまして148万3,000円を増額し、148万4,000円といたしまして、歳入合計を3,984万円減額いたしまして7,713万2,000円とするものでございます。この内訳につきましては、7ページに歳入の内訳といたしまして、各町ごとの組合分担金の減額の額を説明欄に記載いたしております。また、第2表債務負担行為補正につきましては、平成17年度におきまして地形測量についての補正額、また、施設整備基本計画、あるいは生活環境影響調査等に関係いたしまして、記載の形で補正するものでございます。以上、議案第1号についての説明を終えさせていただきます。

○議長（高尾勝人君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（高尾勝人君） 質疑がありませんので討論を省略いたします。

これから議案第1号、平成16年度にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出補正予算（第1号）の件を採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（高尾勝人君） 起立多数です。

議案第1号は、原案のとおり可決されました。

議案第2号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定の件

○議長（高尾勝人君） 議案第2号、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（山口聖治君） 事務局長に説明をさせます。

○議長（高尾勝人君） 事務局長。

○事務局長（上谷正俊君） ただ今議題となりました議案第2号、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定の件についての提案理由のご説明をいたします。お手元の別紙資料の14ページ以降に記載いたしておるところでございますが、16ページに新旧対照表を添付しておりますので、これによりましてご説明させていただきます。この度のこの条例改正につきましては、地方公務員法及び職業生活と家庭生活の両立支援のための人事院規則の改正に関係いたしまして、兵庫県町村会準則の改正によるものでございます。内容については、改正案にありますように第8条において育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務。また、17ページに育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限等の規定でございまして、ただ今申し上げましたように兵庫県町村会準則の改正に基づくものでございます。以上で説明を終えさせていただきます。

○議長（高尾勝人君） 提案理由説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（高尾勝人君） 質疑なしと認めます。

質疑がありませんので討論を省略いたします。

これより議案第2号、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（高尾勝人君） 起立多数です。

議案第2号は、原案のとおり可決されました。

議案第3号 平成17年度にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出予算の件

○議長（高尾勝人君） 議案第3号、平成17年度にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出予算の件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（山口聖治君） 事務局長に説明をさせます。

○議長（高尾勝人君） 事務局長。

○事務局長（上谷正俊君） ただ今議題となりました議案第3号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。お手元の資料の22ページ以降に記載いたしております。平成17年度予算は、第1条歳入歳出予算におきまして、その総額をそれぞれ8,428万3,000円と定める。その款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。第2条、債務負担行為につきましては第2表債務負担行為による、としているところでございます。

まず、歳出からご説明申し上げます。25ページの事項別明細をお開き願います。議会費におきましては、本年度予算額86万6,000円、前年対比同額でございます。2款の総務費におきましては、本年度予算額8,341万6,000円で、3,268万9,000円の減でございます。予備費が1,000円ございまして、歳出合計は8,428万3,000円で、3,268万9,000円の前年比減でございます。この内訳につきましては、28ページ以降に記載いたしておりますが、まず、金額のご説明を申し上げる前に、説明資料として34ページに平成17年度主要事業計画を記載いたしております。項目のみご説明申し上げます。1. 建設予定地周辺地域住民の理解と協力の確保。2. 広い住民の理解と協力の確保として、三日月町域、光都、鞍居地区等。3. 平成17年度創設の循環型社会形成推進交付金制度への対応といたしまして、ごみ処理基本計画の改訂を行います。4. 専門の見地からの指導助言の確保。5. 圏域住民の参画と協働、透明性の確保。6. 市町合併に伴う組合規約変更。7. 生活環境影響調査条例に基づく手続き。8. 都市計画法に基づく手続き。9. 施設整備準備業務。10. 事務組合の適正かつ民主的・効率的運営、の主要事業を計画いたしておるところございまして、内容におきましては、28ページに議会費、29ページには2款総務費のうち一般管理費を記載しているところでございます。主要事業といたしましては、30ページの13節委託料におきまして2,197万4,000円を計上いたしております。1年間履行期間を延長しました生活環境影響調査の継続業務、また、一般廃棄物処理基本計画の改訂といったものを内容といたしておるところでございます。19節負担金補助及び交付金におきましては、派遣職員人件費負担金4人分を計上いたしておるところでございます。業務につきましては、当初予算をこういう形で置かせていただきまして、今後、事業進捗の上で必要な段階を迎えた段階で、補正予算等によりましてのご提案をさせていただきたいとしておるところでございます。

なお、これに伴う歳入でございますが、25ページに戻りますが、分担金及び負担金におきましては、本年度予算額が8,428万円で、前年対比3,268万9,000円の減。9款、10款は記載

のとおりでございます。歳入合計が8,428万3,000円で、3,268万9,000円減の前年対比でございます。歳入の各町の組合分担金につきましての金額は、26ページに各町ごとの金額をここに記載いたしております。また、第2条債務負担行為につきましては、24ページに記載のとおりごみ処理基本計画策定に関しまして、平成18年度に継続した事業とさせていただいておるところでございます。各分担金、負担金等につきましては、今現在、11町におきましての組合規約を知事許可を受けまして施行しておるところでございます。これらにつきまして後ほど報告させていただきますが、17年度以降、市町合併によりまして市町の数に変更が生じますが、それにつきましては3月定例会において各町議会の議決を得た上で、知事の許可申請を受け施行した段階で、以降の補正対応等の予定をさせていただいておるところでございます。以上で説明を終えさせていただきます。

○議長（高尾勝人君） 提案理由説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（高尾勝人君） 質疑なしと認めます。

質疑がありませんので討論を省略いたします。

これより議案第3号、平成17年度にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出予算の件を採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（高尾勝人君） 起立多数です。

議案第3号は、原案のとおり可決されました。

報告第2号 にしはりま環境事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更の件

○議長（高尾勝人君） 報告第2号、にしはりま環境事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更の件を議題といたします。

管理者。

○管理者（山口聖治君） 事務局長に説明をさせます。

○議長（高尾勝人君） 事務局長。

○事務局長（上谷正俊君） ただ今議題となりました報告第2号につきまして、報告をさせていただきます。お手元の資料36ページをお開き願いたいと思います。宍粟市発足に伴う規約変更手続きにつきまして、これまでの経緯等について記載いたしております。①から⑦に至る間につきましては、これまでの経緯でございます。特例法第9条に関係いたしました宍粟市関係町からの通知、また、組合管

理者からの通知。また、規約変更に関する関係町の事務協議といたしまして、助役会議、正副管理者会議の経緯。規約変更に関する県との下協議の経緯。また、議会運営協議会、関係町議長協議会等の開催の経緯につきまして記載いたしております。

次に2ページでございますが、これにつきましては、このたび各町の3月定例会で共同提案をいただく予定にいたしております。にしはりま環境事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更についての共同提出の議案書でございます。その内容につきまして3ページ以降に変更規約の内容を記しておりますが、4ページ、5ページで新旧対照表を付けておりますので、これによりましてご説明させていただきます。組合を組織する地方公共団体といたしまして、山崎町、一宮町、波賀町、千種町を、新たに宍粟市とするものでございます。組合の議会の組織及び議員の選挙の方法につきましては、現行の関係町ごとの定数はそれぞれ2人としておりましたが、新たな第5条におきましては、議員定数は同じく22人といたしまして、関係市町ごとの定数は、1号で宍粟市8人、以下各町2人としておるところでございます。また、第8条、組合の執行機関の組織及び選任の方法につきましては、組合管理者1人、副管理者10人の現行につきまして、組合管理者1人、副管理者7人と変更をするものでございます。次に5ページでございますが、組合の経費の支弁方法につきまして、第12条でございますが、負担区分におきまして、負担区分の明確化を図るために負担区分欄を、施設整備計画策定段階、施設建設段階、施設運営段階と変更をさせていただきます。負担割合につきましては現行のとおりといたしまして、ただし、備考欄に2を設けて、関係市町の平等割りによる負担額は、兵庫県知事設立許可日（平成15年8月29日）現在の組合を組織する地方公共団体数（11町）に基づいて算出し、宍粟市の負担額にあつては旧4町（旧山崎町、旧一宮町、旧波賀町、旧千種町）負担相当額とする、とするものでございます。附則におきまして1を設けまして、この規約は平成17年4月1日から施行する。2、関係市町は、この規約による変更後のにしはりま環境事務組合格約（以下「新規約」という。）第5条に定める組合議員定数及び関係市町ごとの定数について、施設建設段階までに必要な見直しを行うものとする。3、関係市町は、新規約別表（第12条関係）に定める施設建設段階の経費及び施設運営段階の総務経費・起債償還額の負担割合について、施設建設段階までに必要な見直しを行うものとする、とするものでございます。6ページから8ページまでは、変更後のにしはりま環境事務組合格約。変更箇所にアンダーラインを入れているものでございます。

なお、9ページ以降は参考資料でございます。10ページには宍粟郡4町長から組合管理者宛て、宍粟郡4町の廃置分合の申請について通知をするものでございます。また、11ページには宍粟郡4町の新市設置に伴うにしはりま環境事務組合への加入等についての依頼の文書でございます。なお、12ページ以下は、この度の規約変更には直接は関係いたしません。各市町におきましての合併協議の調

整方針等が決定された経緯を記載するものでございまして、12ページでは、佐用町・上月町・南光町・三日月町合併協議会におきまして一部事務組合等の取扱いについて、にしはりま環境事務組合については、構成町との協議により、規約を変更し当該組合を存続させる、とする調整方針を示すものでございます。14ページには、姫路地域法定合併協議会におきましての調整方針でございまして、16ページにございますように、にしはりま環境事務組合については、安富町は合併の日の前日をもって脱退し、当分の間、姫路市として合併の日に参加する、とする調整方針でございます。次に17ページにつきましては、龍野市・新宮町・揖保川町・御津町合併協議会におきましての一部事務組合の取扱いの調整方針でございまして、1にございますように、にしはりま環境事務組合については、規約を変更し、当該団体に引き続き加入する、とするものでございます。

以上、このような内容でこれまでの経緯を踏まえまして、この3月定例会において各11町の関係議会の議決を得た上で、関係町長が協議書を定めまして、県知事に変更認可を申請し、4月1日をもって施行を予定いたしておるところでございます。各執行者におかれましては、この規約変更について適切な対応をしていただきまして、4月1日には新たな規約が成立できますように格別のご尽力をお願いし、また、各町議会におきましては、本規約変更案につきまして適切にご審議をお願いするところでございます。以上で報告を終えさせていただきます。

○議長（高尾勝人君） 報告第2号の説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番。

○3番（沖 正治君） 今説明を受けた合併協議会との関連ですけれども、よろしいですか。16ページの⑩、にしはりま環境事務組合については、安富町は合併の日の前日をもって脱退し、当分の間、姫路市として合併の日に参加する。当分の間が入っているが、どういう意味になるのかな。当分の間、姫路市として合併の日に参加する、となっているが、意味が私はちょっとわかりにくいんやけど。

○議長（高尾勝人君） 事務局長。

○事務局長（上谷正俊君） 今お尋ねがございました姫路地域法定合併協議会におきましての一部事務組合の取扱いでございますが、議員さんのご指摘のように、⑩のにしはりま環境事務組合について、そういった形で、当分の間、姫路市として合併の日に参加する、となっております。これにつきましては、本組合のみならず他の、例えば⑤の宍粟郡広域行政事務組合につきましても、当分の間、姫路市として合併の日に参加する。その他の広域事業につきましても、そういった表現がなされておきまして、それぞれそのような形で適切な対応がなされると受け止めておるところでございます。

○議長（高尾勝人君） 他にありませんか。

3番。

○3番（沖 正治君） 安富の町長に聞いたら一番よくわかるんやけれども、ここ場で聞くことではないんで。わかりました。

○議長（高尾勝人君） 他にありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（高尾勝人君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これにて、報告第2号は終わりました。

閉会宣告

○議長（高尾勝人君） これで本日の会議の日程は、全て終了いたしました。これで会議を閉じます。

第4回にしはりま環境事務組合議会定例会を閉会いたします。

管理者あいさつ

○議長（高尾勝人君） ここで管理者からあいさつの申し出がありますので、お受けいたします。

管理者。

○管理者（山口聖治君） 本日は上程いたしました選挙1件、同意1件、報告2件、議案3件につきまして、慎重審議の上、適切な議決を賜り誠にありがとうございました。

一般廃棄物処理施設は、11町域の住民生活にとって必要不可欠な施設であり、播磨科学公園都市にとっても必要不可欠な施設であります。さらに、本施設の整備は地域の喫緊の課題であり、安全、信頼、環境保全を最優先として、循環型社会のモデルとなる施設づくりを目指しているものであります。この共通認識を持って、11町の行政、議会とも、一致団結して、今、一步一步実現に向けて前進しているところではないかと思えます。

市町合併においても、11町枠堅持の調整方針が決定される流れであり、今後、より着実に進展できる態勢が整いつつあるのではないかと力強く感じております。

また、先ほど、新年度予算について審議いただきましたが、平成17年度においては、生活環境影響調査の予測分析を行います。この科学的な根拠をもって、住民の最大の関心事である環境影響について具体的に説明し、住民の方々の理解と協力が確保できるものと期待しているところであります。

冒頭のあいさつでも申し上げましたが、佐用郡4町も10月1日に合併の運びでございます。私の任期にも限りがございますが、管理者として、また三日月町長として、住民の理解と協力が得られるよう、微力ではありますが、全力で取り組んでまいります。

今後とも、各町長、議会議員の皆様には、11町住民の全体の奉仕者として、格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。第4回にしはりま環境事務組合議会の閉会のあいさつとさせていただきます。

ます。ありがとうございました。

議長あいさつ

○議長（高尾勝人君） 管理者のあいさつが終わりました。閉会にあたり一言ごあいさつ申し上げます。本日は、提出議案に対する慎重なる審議、適切な議決をいただき、誠にありがとうございました。

本日の議会審議を受けて、にしはりま環境事務組合として、一般廃棄物の適正なる処理を行うとともに、循環型社会形成を推進する行政の責務を果たすために、正副管理者は一致協力して適切なる執行努力をお願いいたします。また、報告第2号にありましたように、宍粟郡山崎町、一宮町、波賀町、千種町が来る4月1日に合併し、宍粟市が新しく発足します。このことについて、関係11町の3月定例会で、本組合同規約変更に関する議案が提案されますので、議員各位には、それぞれの町議会で適切なる審議を賜り、来る4月1日には1市7町で構成する事務組合としてスタートできますよう、格別のご協力をお願い申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。どうもご苦労様でございました。

午後2時55分閉会